

小規模事業者 持続化補助金

販路開拓の取り組みに

補助率
2/3

50万円の補助が受けられます

さらに自己負担分には、一部東金市から補助が出ます

✔️ 広告宣伝

✔️ 店舗改装

✔️ チラシ作成

《対象事業》
経営計画を作成し、商工会議所・商工会の支援を受けながら行う、創意工夫による売り方や
チラシの作成など販路開拓をする事業

《対象経費》
①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、
⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費

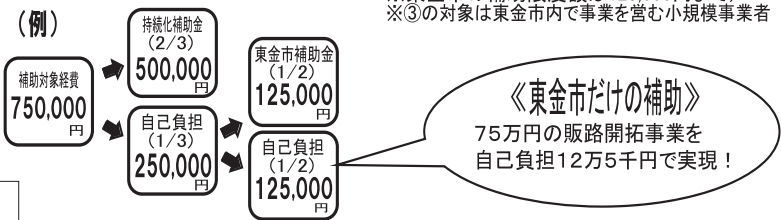
《申請できる方》
小規模事業者

※右記の定義に該当しない事業者は申請できません。

小規模事業者とは・・・	
業 種	常時使用する従業員
卸売業・小売業	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業・その他娯楽業	20人以下

《補助の内容》
①補助上限額 50万円 ②補助対象経費の2/3以内
③【東金市内小規模事業者のみの補助】自己負担の半分以上をさらに東金市が補助!!

※東金市の補助限度額は125,000円まで）
※③の対象は東金市内で事業を営む小規模事業者



～持続化補助金を活用し、販路を広げ売上が増加している小売店の事例です～

活用事例

フルヤ牛乳 東金販売店
代表 佐久間 真一 氏
業種 乳製品の配達
平成27年度 持続化補助金 採択
平成30年度 持続化補助金 採択



佐久間さんより
苦手のパソコン作業と文章
作成に苦勞し、会議所の支
援のもと採択されました。
売上増加以上に、計画を作
成することで、反省点と可能
性を見出すことができたの
が何よりの宝です。

(課 題)

・スーパーやコンビニ等と競合するため昔ながらの牛乳配達のお客様が減少
している。

(チャンス)

・これからの高齢化社会で宅配のニーズが高まっている。
・買い物弱者を支援したいという経営者の強い意志。

【持続化補助金を活用した取り組み内容】

持続化補助金

・大きく、機能性の高い宅配ボックスを購入し、各家庭に設置。
・宅配ボックスに使用する保冷剤を保管する急速ストッカーの購入。

効果

・乳製品以外の食品も宅配できるようになり客単価がアップ。
・顧客満足度が上がり、新たな注文が増え、売上増加。



乳製品以外も
宅配可能になり
客単価アップ



大型冷凍庫の導入。
保冷材の収納力が
大幅アップ

《申込締切期限》
①第2回申込期限 令和2年 6月5日(金) 採択決定 令和2年 8月頃
②第3回申込期限 令和2年10月2日(金) 採択決定 令和2年12月頃

《事業の流れ》

注意)⑤実績報告書提出後に⑥補助金が支払われます。
④販路拡大の事業は一時的に自己資金等で支払う必要があります。

問 TEL 東金商工会議所
0475 (52) 1101
※東金市外の事業者は、事業を営んでいる地区の 会議所・商工会が相談・申請窓口です。

県による給付金制度 千葉県 中小企業再建支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上減少など大きな影響を受けた中小企業に総合的に支援するための千葉県が支援金を給付いたします。

【対象要件】※下記以外にも対象要件がございます。

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人。
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高が前年同月（令和2年1月から令和2年7月の内、任意のひと月）と比較して50%以上減少していること。
- ③千葉県内に「主たる事業所」を有する中小企業者であること。
- ④事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- ⑤事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- ⑥新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき休業等の要請を行った施設を有する者にあつては、当該要請に応じていること。
- ⑦申請要領「暴力団排除に関する規定」を遵守していること。

【申請受付期間】
～令和2年8月31日（月）まで。

【申請方法】
電子申請 (<https://www.chiba-shienkin.com/>) 及び郵送による申請。窓口による対面受付は行いません。
※必要書類はホームページまたは当所窓口に設置している交付要領で確認ください。
※申請要領は会議所の窓口で配布しています。

【支給額】※下記は休業要請対象業種でない場合で最高40万円。

- ①賃借している事業所がない場合：20万円
- ②1事業所を賃借している場合：30万円
- ③複数の事業所を賃借している場合：40万円

※休業要請対象業種は休業要請に応じている期間によって支給額が異なります。

※1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①卸売業	1億円以下	100人以下
②小売業	5,000万円以下	50人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

問 千葉県中小企業再建支援金相談センター TEL 0570 (04) 4894

感謝 — 2 — 勇気